二年改正法附則第八十九条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四の三第十四項」とする。

（内国法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例に関する経過措置）

第九十条　新租税特別措置法第六十六条の七第四項の規定は、同項に規定する外国関係会社の施行日以後に終了する事業年度に係る同項に規定する課税対象金額又は部分課税対象金額に係る同項に規定する外国法人税の額について適用する。

2　施行日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間における新租税特別措置法第六十六条の七第十項及び第六十六条の九の三第九項の規定の適用については、これらの規定中「、第四十二条の十二の五第七項又は第四十二条の十二の五の二第六項」とあるのは、「又は第四十二条の十二の五第七項」とする。

（中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用に関する経過措置）

第九十一条　新租税特別措置法第六十六条の十二の規定は、法人の施行日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額（同条本文に規定する欠損金額をいう。次項及び第三項において同じ。）について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度において生じた旧租税特別措置法第六十六条の十三第一項本文に規定する欠損金額については、なお従前の例による。

2　租税特別措置法第二条第二項第二十八号に規定する青色申告書を提出する法人（新租税特別措置法第六十六条の十二各号に掲げる法人を除く。）で旧租税特別措置法第六十六条の十三第二項に規定する認定事業再編事業者であるもの（施行日前に同項に規定する特定事業再編計画について農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第十八条第一項の認定を受けたものに限る。）の施行日以後に終了する事業年度（新租税特別措置法第四十六条の二並びに同条の規定に係る新租税特別措置法第五十二条の二第一項及び第四項並びに第五十二条の三第一項から第三項まで、第十一項及び第十二項の規定の適用を受ける事業年度を除く。）において生じた欠損金額（法人税法第八十条第五項において準用する同条第一項の規定又は同法第百四十四条の十三第十一項において準用する同条第一項若しくは第二項の規定により還付を受ける金額の計算の基礎とする新租税特別措置法第六十六条の十二ただし書に規定する災害損失欠損金額を除く。）のうち、旧租税特別措置法第六十六条の十三第二項に規定する政令で定める金額に達するまでの金額（次項及び第四項において「特定設備廃棄等欠損金額」という。）については、新租税特別措置法第六十六条の十二の規定は、適用しない。

3　特定設備廃棄等欠損金額について法人税法第八十条第一項又は第百四十四条の十三第一項若しくは第二項の規定を適用する場合には、当該特定設備廃棄等欠損金額が生じたこれらの規定に規定する欠損事業年度の欠損金額のうち当該特定設備廃棄等欠損金額を超える部分の金額は、ないものとする。

4　前項に定めるもののほか、特定設備廃棄等欠損金額がある場合における法人税法第八十条及び第百四十四条の十三の規定の適用その他第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国外所得金額の計算の特例に関する経過措置）

第九十二条　新租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項及び第三十項の規定は、施行日以後に同条第二十七項各号に定める期限又は日が到来する法人税又は地方法人税について適用し、施行日前に旧租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する旧租税特別措置法第六十六条の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来した法人税又は地方法人税については、なお従前の例による。この場合において、内国法人の施行日前に開始した事業年度（施行日以後に新租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する新租税特別措置法第六十六条の四第二十七項各号に定める期限又は日が到来するものに限る。）における新租税特別措置法第六十七条の十八第十三項の規定の適用については、同項の表第

「租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（	租税特別措置法第六十七条の十八第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する法第六十六条の四第二十七項（

六十六条の四第二十七項の項中

及び租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の	及び租税特別措置法第六十七条において準用する同法第六十六条の
及び同法	及び同法第六十七条の十八第十三項において準用する同法
「前条及び租税特別措置法	「前条及び租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十七条の十八第十三項において準用する同法
並びに租税特別措置法	並びに租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法
、租税特別措置法	、租税特別措置法第六十七条の十八第十三項において準用する同法

とあるのは

八第十三項（国外所得金額の計算の特例）において準用する同法第六十六条の四第二十七項（	
三項において準用する同法第六十七条の十八第十三項において準用する	
十七条の十八第十三項において準用する	
年法律第二十六号）第六十七条の十八第十三項において準用する	
条の十八第十三項において準用する	
十八第十三項において準用する	

「七年	六年	
及び第四項並びに	から第五項まで及び	
租税特別措置法第六十六条の四第二十七項（	所得税法等の一部を改正する法律第八号。以下この条において「正法」という。）附則第九十二条（国外所得金額の計算の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の	
租税特別措置法第六十六条の四第二十七項の	令和二年改正法附則第九十二条のみ替えて適用される租税特別措置法第六十六条の十八第十三項において準用する同法第六十六条の四第二十七項の	
同法第六十六条の四第二十七項」と	令和二年改正法附則第九十二条のみ替えて適用される租税特別措置法第六十六条の十八第十三項において準用する同法第六十六条の四第二十七項」と、「同条第五項」とあるのは「若しくは前二項」と、「附則第九十二条の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」とあるのは「第十三項において準用する同法第六十六条の四第二十七項」と	
租税特別措置法第六十六条の四第二十七項」	令和二年改正法附則第九十二条のみ替えて適用される租税特別措置法第六十六条の十八第十三項において準用する同法第六十六条の四第二十七項」	
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）	所得税法等の一部を改正する法律第八号。以下この項及び第三項において「和二年改正法」という。）附則第九十二条（国外所得金額の計算の特例に関する経過措置）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の四第二十七項の	